



2019年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社トクヤマ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 横田 浩
(コード番号 4043 東証1部)
問合せ先 経営企画室 広報・IRグループリーダー 小林 太郎
(TEL 03-5207-2552)

当社「社外役員の独立性判断基準」改正に関するお知らせ

当社は、2019年4月24日開催の当社取締役会において、当社の「社外役員の独立性判断基準」（以下、「本基準」）を改正することを決定しましたので、お知らせいたします。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスの充実を継続的に図り、取締役会の独立性の整備と監督機能の強化を実現します。今後、当社のガバナンス向上に適した独立社外取締役候補を幅広く選定する観点から、今般本基準の見直しを行い、改正を行うことといたしました。

改正前、改正後の本基準は以下の通りです。

[改正前]

当社の「社外役員の独立性判断基準」は下記の通りです。

下記の条件に合致している者は、当社の業務執行者（※1）から独立した役員と判断する。

- A) 現在または過去において、当社または当社の関係会社の業務執行者ではないこと。
- B) 現在、当社の取引先（※2）の業務執行者ではないこと。
- C) 過去に当社の「主要な取引先」の業務執行者であった場合は、退任後5年以上経過していること。ただし、「主要な取引先」とは、下記のいずれかに該当する取引先を指す。
 - (1) 当社の借入金総額の10%以上を融資する金融機関
 - (2) 当社の取引総額（売上高と仕入高の合計）の5%以上を占有する者
 - (3) 当社との取引額（売上高と仕入高の合計）が当該取引先の取引総額の5%以上を占有する者
 - (4) 当社の法定監査を担当する監査法人
 - (5) 当社の法律顧問を担当する法律事務所
 - (6) 役員報酬以外の名目で当社より高額な報酬支払い（※3）を受けている者
- D) 「主要な取引先」には該当しない取引先の業務執行者であった場合は、退任後1年以上経過していること。
- E) 上記A～Cで除外される者の2親等以内の親族に該当する者でないこと。

※1 会社法施行規則第2条第3項第6号の規定による。

※2 融資取引、売買取引、業務委託取引等における取引先のことをいう。

※3 高額な報酬支払いとは、年額1,000万円以上の報酬をいう

[改正後]

当社の「社外役員の独立性判断基準」においては、下記に抵触しない者は、十分な独立性をもつものと判断します。

- A) 当社または当社の関係会社の業務執行者（※1）、もしくは過去10年間にその経歴がある者。
 - B) 当社の主要な取引先、またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。ただし、当社の主要な取引先とは、下記のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 当社の連結総資産の2%以上を融資する金融機関
 - (2) 当該取引先の支払金額が当社の連結売上高の2%以上を占める場合の当該取引先
 - C) 当社を主要な取引先とする者、またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。ただし、当社を主要な取引先とする者とは、当社の支払金額が当該取引先の連結売上高の2%以上を占める場合の当該取引先をいう。
 - D) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※2）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、もしくは過去3年間にその経歴がある者。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）ただし、下記のいずれかに該当するものを含む。
 - (1) 当社の法定監査を担当する監査法人
 - (2) 当社の法律顧問を担当する法律事務所
 - E) 上記各項該当者（ただし、重要な者（※3）に限る。）の配偶者及び2親等以内の親族
- ※1 会社法施行規則第2条第3項第6号の規定による。
- ※2 多額の金銭その他の財産とは、対象が個人の場合は年額1,000万円以上、対象が団体の場合はその団体の年間総収入の2%以上の額をいう。
- ※3 重要な者とは、会社にあつては取締役、執行役、執行役員および部長職相当の職責にある者、会計事務所および監査法人にあつては公認会計士、法律事務所および弁護士法人にあつては弁護士、税理士事務所および税理士法人にあつては税理士、その他の団体においては理事、評議員等の役員をいう。

以上